

鶴岡市鶴岡アートフォーラム設置及び管理条例施行規則

平成 17 年 10 月 1 日
規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鶴岡市鶴岡アートフォーラム設置及び管理条例(平成 17 年鶴岡市条例第 31 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧手続等)

第 2 条 鶴岡アートフォーラム(以下「フォーラム」という。)が主催して展示する芸術作品及び芸術に関する資料(以下「芸術作品等」という。)を観覧しようとする者は、条例別表第 1 に規定する観覧料をあらかじめ納付して観覧券の交付を受け、観覧に際して係員に提示しなければならない。ただし、市長が特に認める者に係る観覧料の納付時期については、この限りでない。

2 観覧券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 観覧券(様式第 1 号)
- (2) 団体観覧券(様式第 2 号)

(使用許可の申請)

第 3 条 条例第 11 条第 1 項の規定により、条例別表第 2 に掲げる施設(以下「展示室等」という。)の使用の許可を受けようとする者は、鶴岡アートフォーラム使用許可申請書(様式第 3 号。以下「使用許可申請書」という。)を条例第 4 条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。

2 使用許可申請書の提出期間は、使用する日の 6 箇月前から 10 日前までとする。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付等)

第 4 条 指定管理者は、展示室等の使用を許可したときは、鶴岡アートフォーラム使用許可書(様式第 4 号。以下「使用許可書」という。)を交付する。

2 指定管理者は、展示室等の使用を許可しないときは、鶴岡アートフォーラム使用不許可通知書(様式第 5 号)により通知するものとする。

(使用許可の変更等)

第 5 条 使用許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項の一部を変更しようとするとき、又は取り消そうとするときは、使用日前に遅滞なく届け出て、指定管理者の許可を受けなければならない。

(設備等の使用料)

第 6 条 附属設備及び備品(以下「設備等」という。)の使用料及び冷暖房料は、別表のとおりとする。

(使用料の納付)

第 7 条 使用料は、市長が指定する日まで前納しなければならない。ただし、設備等の使用料及び冷暖房料については、使用の際に支払わなければならない。

2 使用方法の変更又は使用時間の延長により、既に納付した使用料に不足を生じた場合は、直ちにその不足額を納付しなければならない。

(使用料後納の申請)

第 8 条 条例第 13 条第 3 項ただし書の規定により使用料後納の承認を受けようとする者は、鶴岡アートフォーラム使用料後納申請書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(観覧料の免除)

第9条 条例第14条の規定による観覧料の免除は、次のとおりとする。

- (1) 市内又は東田川郡内に存する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、高等専門学校又は養護学校高等部(以下「高等学校等」という。)の生徒又は学生が教育活動として、教職員等に引率されて観覧する場合 100分の100
 - (2) 前号の引率として教職員が観覧する場合 100分の100
 - (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳(以下「身体障害者手帳等」という。)の交付を受けている者(以下「心身障害者」という。)が観覧する場合 100分の50
 - (4) 前号の心身障害者を介助するために同行する者が観覧する場合(免除の対象となる者は、心身障害者1人につき1人に限る。) 100分の100
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が必要と認める割合
- 2 前項第1号、第2号又は第5号の規定により観覧料の免除を受けようとする者は、鶴岡アートフォーラム観覧料免除申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項第3号及び第4号の規定により観覧料の免除を受けようとする者は、身体障害者手帳等を係員に提示しなければならない。

(使用料の免除)

第10条 条例第14条の規定による使用料の免除は、次のとおりとする。

- (1) 市が経費の一部を負担して共催する事業に利用する場合 100分の50
 - (2) 市内に存する学校教育法に規定する小学校、中学校若しくは養護学校小学部若しくは中学部又は市内若しくは東田川郡内に存する高等学校等が教育課程に基づく活動又は教職員等の指導のもとに行われる課外活動に利用する場合 100分の100
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が必要と認める割合
- 2 使用料の免除を受けようとする者は、鶴岡アートフォーラム使用料免除申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(観覧料等還付の申請)

第11条 条例第15条ただし書の規定により観覧料又は使用料の全部又は一部の還付を受けようとする者は、鶴岡アートフォーラム観覧料・使用料還付申請書(様式第9号)を当該事由が生じた後速やかに市長に提出しなければならない。

(使用期間)

第12条 展示室等の使用期間は、同一者が引き続き14日を超えることができない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の提示)

第13条 使用者が展示室等を使用するときは、使用許可書を係員に提示し、その指示に従わなければならない。

(遵守事項)

第14条 フォーラムの入館者及び使用者は、フォーラムにおいて次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) フォーラムの施設若しくは設備等又は芸術作品等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 使用を許可されていない施設又は設備等を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 許可を受けないで物品の販売、陳列又はこれらに類する行為をしないこと。
- (5) 許可を受けないで広告類の展示又は配布をしないこと。
- (6) 許可を受けないで芸術作品等の持出し、撮影又は模写をしないこと。
- (7) 危険物又は他人の迷惑となる物品若しくは動物を持ち込まないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(入場等の制限)

第 15 条 使用者は、前条各号に規定する行為をする者に対しては、展示室等への入場を拒み、又は退場させなければならない。

(届出)

第 16 条 使用者は、次に掲げる場合には、直ちに指定管理者にその旨を届け出なければならない。

- (1) 使用者又は入場者が展示室等の施設若しくは設備等又は芸術作品等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失したとき。
 - (2) 入場者に事故があったとき。
- 2 指定管理者は、前項の届出があった場合は直ちに市長に報告しなければならない。

(その他)

第 17 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡アートフォーラム設置及び管理条例施行規則(平成 16 年鶴岡市規則第 36 号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第 6 条関係)

名称	単位	基本使用料	備考
展示台	1 台 1 日	円 200	
机	1 台 1 日	50	ギャラリーで使用する場合に限る。
スポットライト	1 基 1 日	100	フレーミング機能付
簡易展示パネル	1 枚 1 日	200	
会議室音響機器	1 式 1 時間	100	
ビデオプロジェクター	1 台 1 時間	200	
書画カメラ	1 台 1 時間	100	
スライドプロジェクター	1 台 1 時間	100	
電動スクリーン	1 式 1 時間	100	
レーザーポインター	1 本 1 時間	50	
電子黒板	1 台 1 時間	100	
陶芸電気窯	1 台 1 日	3,000	
手動ろくる	1 台 1 日	200	
電動ろくる	1 台 1 日	1,000	
土練機	1 台 1 日	1,000	
工作用機器	1 台 1 日	300	
白布	1 枚 1 日	50	
持込電気器具	1kw1 日	300	

備考

- 1 冷暖房料は、1時間につき制作室が250円、大会議室200円、会議室1 50円、会議室2 100円とする。
- 2 使用時間の計算において、1時間未満の端数が生じた場合はこれを1時間に切り上げる。

様式第1号(第2条関係)

<p>観覧券 円 No . (当日1回限り有効) 鶴岡アートフォーラム 山形県鶴岡市馬場町13番3号</p>	
<p>観覧券 円 No .</p>	

様式第2号(第2条関係)

<p>団体観覧券 円 No . (当日1回限り有効) 鶴岡アートフォーラム 山形県鶴岡市馬場町13番3号</p>	
<p>団体観覧券 円 No .</p>	

様式第3号(第3条関係)
鶴岡アートフォーラム使用許可申請書

申請者	団体等名称		年 月 日 指定管理者 様			
	住所					
	氏名					
	連絡先電話番号 ()					
次のとおり使用したいので許可を申請します。						
使用日時	年 月 日()午	前後	時 分~	年 月 日()午	前後	時 分
使用目的	名称					
	内容					
入場料等の有無	有 無	最高額	円	利用予定者数	人	
使用施設	ギャラリー1(A、B、C、全部) ギャラリー2(A、B、全部) 制作室 大会議室 会議室1 会議室2					
使用予定設備等	展示台(台) 机の展示使用(台) スポットライト(基) 簡易展示パネル(枚) 会議室音響機器 ビデオプロジェクター 書画カメラ スライドプロジェクター レーザーポインター 電子黒板 陶芸電気窯 手動ろくろ 電動ろくろ 土練機 版画プレス機 工作用機器(種類 、 台) 白布(枚) 持込電気器具(種類 :合計消費電力量 kw)					
備考						

以下は記入しないでください。

許可等	許可	年 月 日	不許可	年 月 日 (1) (2) (3)	
	許可条件				
使用料	算定額	円 *設備等を除く			
	免除	一部	円	全額	円
	決定額	円			
変更等					

備考 使用時間には、準備と後片づけの時間を含みます。

様式第4号(第4条関係)
 (表)
 鶴岡アートフォーラム使用許可書

申請者	団体等名称	年 月 日 指定管理者
	住所	
	氏名	
	連絡先電話番号 ()	

次のとおり使用したいので許可します。

使用日時	年 月 日()午 前後	時 分 ~	年 月 日()午 前後	時 分
使用目的	名称			
	内容			
入場料等の有無	有 無	最高額 円	利用予定者数	人
使用施設	ギャラリー1(A、B、C、全部) ギャラリー2(A、B、全部) 制作室 大会議室 会議室1 会議室2			
使用予定設備等	展示台(台) 机の展示使用(台) スポットライト(基) 簡易展示パネル(枚) 会議室音響機器 ビデオプロジェクター 書画カメラ スライドプロジェクター レーザーポインター 電子黒板 陶芸電気窯 手動ろくろ 電動ろくろ 土練機 版画プレス機 工作用機器(種類 、 台) 白布(枚) 持込電気器具(種類 : 合計消費電力量 kw)			
備考				

許可内容

許可等	許可	年 月 日		
	許可条件			
使用料	算定額	円 *設備等を除く		
	免除	一部 円	全額 円	
	決定額	円		
変更等				

【留意事項】 使用の際は、この許可書を係員に提示してください。
 裏面の留意事項を守ってください。

(裏)

留意事項

1 遵守事項

使用者及び入場者は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 鶴岡アートフォーラムの施設又は設備等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 使用を許可されていない施設又は設備等を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 許可を受けないで物品の販売、陳列又はこれらに類する行為をしないこと。
- (5) 許可を受けないで広告類の展示又は配布をしないこと。
- (6) 許可を受けないで芸術作品等の持出し、撮影又は模写をしないこと。
- (7) 危険物又は他人の迷惑となる物品若しくは動物を持ち込まないこと。
- (8) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

2 損傷等の届出

使用者は、次のいずれかに該当する場合、直ちに係員に届け出てください。

- (1) 使用者又は入場者が施設又は設備等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失したとき。
- (2) 入場者に事故があったとき。

3 使用後の清掃及び点検

使用を終えたときは、使用場所を原状に回復するとともに、使用した設備等の整理、室内の清掃、火気取締り等を行い、係員に届け出て点検を受けてください。

様式第 5 号 (第 4 条関係)
 鶴岡アートフォーラム使用不許可通知書

年 月 日 様 指定管理者 印 下記について、使用を許可しないこととしましたので通知します。					
使用日時	年 月 日()午	前後	時 分~	年 月 日()午	前後 時 分
使用目的					
使用施設	ギャラリー1(A、B、C、全部) ギャラリー2(A、B、全部) 制作室 大会議室 会議室1 会議室2				
不許可理由					

備考 この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

様式第 6 号 (第 8 条関係)
 鶴岡アートフォーラム使用料後納申請書

年 月 日
 鶴岡市長 様
 団体名
 申請者 住所
 氏名 印
 下記の事由により、使用料の後納を申請します。

記

使用日時	年 月 日()午	前後	時 分 ~ 年 月 日()午	前後	時 分
使用料					
使用目的					
使用料の後納事由					
納入月日	年 月 日				
備考					

様式第7号(第9条関係)
鶴岡アートフォーラム観覧料免除申請書

年 月 日
鶴岡市長 様
団体名
申請者 住所
氏名 印
下記の事由により、観覧料の免除を申請します。

記

観覧日時	年 月 日()午	前後	時 分~ 年 月 日()午	前後	時 分
観覧目的					
観覧料の免除事由					
備考					

以下は記入しないでください。

受付印		算定額 円	免除額(規則第9条) (1) (2) (5) 円	決定額 円
-----	--	----------	--------------------------------	----------

様式第 8 号 (第 10 条関係)
 鶴岡アートフォーラム使用料免除申請書

年 月 日
 鶴岡市長 様
 団体名
 申請者 住所
 氏名 印

下記の事由により、使用料の免除を申請します。

記

使用日時	年 月 日()午	前後	時 分 ~ 年 月 日()午	前後	時 分
使用料	円				
使用目的					
使用料の免除事由					
備考					

以下は記入しないでください。

受付印		算定額 円	免除額(規則第 10 条) (1) (2) (3) 円	決定額 円
-----	--	----------	-----------------------------------	----------

様式第9号(第11条関係)
 鶴岡アートフォーラム観覧料・使用料還付申請書

年 月 日 鶴岡市長 様 団体名 申請者 住所 氏名 印 年 月 日に納付した観覧料・使用料について、下記により還付を受けたいので申請します。 記			
目的			
納付済観覧料 使用料	円	還付申請額	円
還付を必要とする事由			

切り取り線

年 月 日 様 鶴岡市長 印 年 月 日付けで申請のあった観覧料・使用料還付申請について、下記のとおり還付します。 記					
納付済額	円	正当額	円	還付額	円
備考					